

ICカード特約

1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、当金庫が発行するカードのうちICチップが付加されたカード（以下「ICカード」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約はひがしんキャッシュカード規定の一部を構成し、この特約で定める事項はひがしんキャッシュカード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項はひがしんキャッシュカード規定により取扱うものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかはひがしんキャッシュカード規定の定義によるものとします。

2. (ICカードの利用)

ICカードは次の場合に利用することができます。

- (1) 当金庫所定のICカードが利用できる預金機を使用して預金に預入れをする場合
- (2) 当金庫所定のICカードが利用できる支払機を使用して預金の払戻しをする場合
- (3) 当金庫所定のICカードが利用できる振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
- (4) その他金庫所定の取引をする場合

3. (ICカードの有効期限)

- (1) ICカードのうちVISAクレジットカード一体型<イーストカード>（以下、「イーストカード」といいます。）を除いたICカードの有効期限は以下のとおりです。
 - ① 平成23年9月20日以降お申込受付分に有効期限はありません。
 - ② 平成23年9月19日以前のお申込受付分は有効期限（5年）があります。
なお、平成23年9月20日以降に有効期限が到来した際、有効期限のない新しいICカードを送付します。
- (2) イーストカードにおける有効期限はクレジットカードの有効期限と同一です。
- (3) 有効期限のあるICカードの場合、その有効期限は、ICカード上に表示された年月の末日までとします。
- (4) 有効期限のあるICカードの場合、有効期限経過後は、ICカードの利用はできません。
- (5) 有効期限のあるICカードの場合、有効期限が到来する際に、有効期限を更新した新しいICカードを事前に送付します。有効期限が到来したICカードは当店に返却していただくか、本人の責任においてICチップ部分と磁気ストライプ部分を切断のうえ破棄してください。

4. (ICカードへ切替時の旧磁気ストライプカードの取扱)

磁気ストライプカードからICカードに切替時に、新しいICカードが送付された場合、旧磁気ストライプカードは当店に返却いただくか、本人の責任において磁気ストライプ部分を切断のうえ破棄してください。

5. (ICカードの発行時における手数料の取扱)

- (1) 切替、更新、再発行で、ICカードを発行する際には、当金庫所定の手数料をいただきます。
- (2) 手数料は通帳および払戻請求書なしで、発行したICカードにかかる預金口座から自動的に引落とします。

6. (特約の変更)

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(令和2年4月1日改定)